

A blue ribbon banner with a 3D effect, featuring a central rectangular box and two flared ends.

第3次高松市地域福祉計画
中間見直し版

令和2年3月

高松市

目 次

1	計画見直しの背景	1
(1)	地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正	1
(2)	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行	2
(3)	再犯の防止等の推進に関する法律の施行	2
2	計画見直しの考え方	3
(1)	地域共生社会の実現と地域福祉計画	3
3	計画の期間	4
4	計画の位置付け	5
5	地域の範囲	6
6	基本理念と基本目標	6
7	施策体系	8
8	見直し後の施策の展開	9
	基本目標 1 住民参加の支え合う地域づくり	9
1-1	地域での支え合い体制の充実	9
1-2	安全・安心のまちづくり	16
	高松市再犯防止推進計画	22
	基本目標 2 地域福祉を推進する人づくり	23
2-1	地域福祉の意識醸成	23
2-2	地域福祉の担い手づくり	26
	基本目標 3 適切なサービスを提供できる基盤づくり	30
3-1	福祉サービスの適切な利用環境づくり	30
	高松市成年後見制度利用促進基本計画	37
3-2	支え合いの基盤づくり	38

1 計画見直しの背景

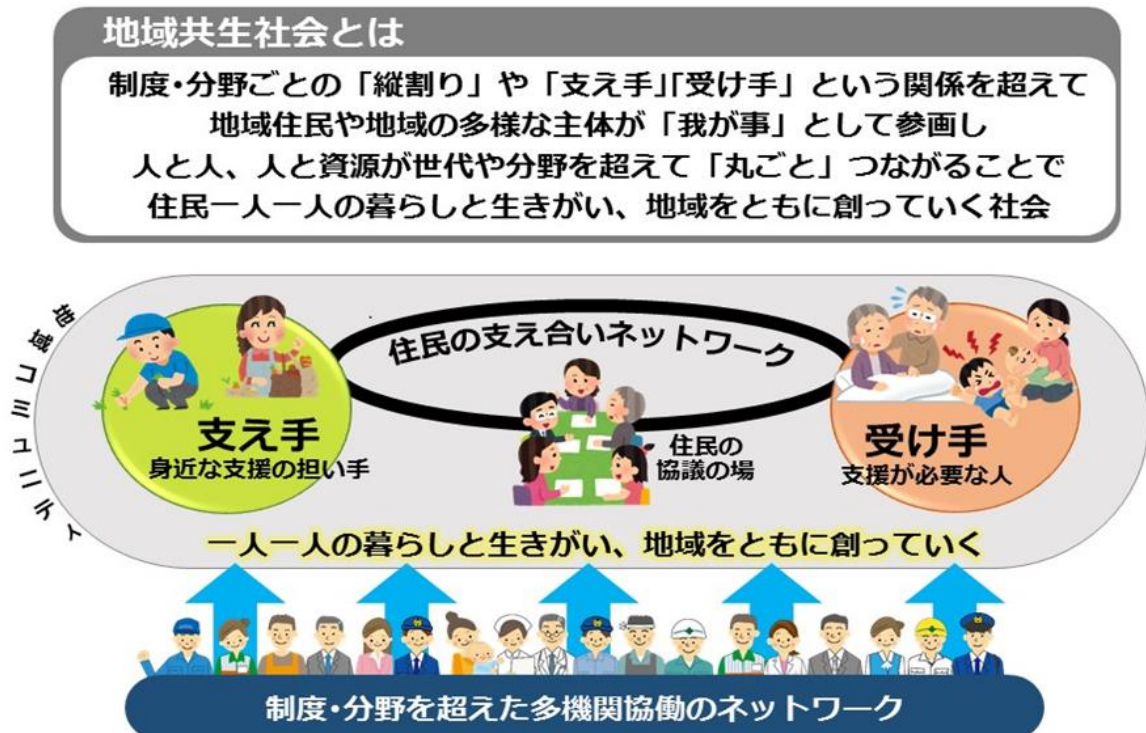
(1) 地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

近年の地域社会においては、少子高齢化や人口減少が進み、核家族化や単身世帯の増加により、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、支え合いの機能が低下しており、人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずに自分らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

また、これまでは、高齢者や障がい者など、対象者別・機能別に公的支援が整備されていましたが、近年では、様々な分野の問題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数の問題を抱え、複合的な支援を必要としたりするケースが増加し、対応が困難な状況が浮き彫りとなっています。

このような中、国では、地域共生社会を実現するため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）により、改正社会福祉法を平成 30 年 4 月から施行し、住民自らで課題解決を試みる体制の整備や複合的課題に対応する包括的相談支援体制の構築を目指すこととされました。

本市においても、このような現状を踏まえ、見直し後の地域福祉計画において、地域共生社会の実現に向け、本市が取り組む施策等を盛り込みます。



（２）成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

近年の高齢化社会の進展に伴い、増加し続ける認知症高齢者や、高齢者以外でも知的障がいやその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことは、地域社会での喫緊の課題ですが、このような課題の解決策の１つである成年後見制度は十分に利用されていないのが現状です。

このような状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が平成２８年に制定され、その中で、各市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう、努めることとされました。

このようなことから、本市においても、「高松市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、見直し後の地域福祉計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

（３）再犯の防止等の推進に関する法律の施行

我が国においては、約３割の再犯者によって、約６割の犯罪が行われるなど、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる地域社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

このような現状を踏まえ、国は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、平成２８年１２月に再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、国の責務の明確化や市町村の取組を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定に努めることとされました。

このようなことから、本市においても、「高松市再犯防止推進計画」を策定し、見直し後の地域福祉計画に包含させ、本市が取り組む施策等を盛り込みます。

2 計画見直しの考え方

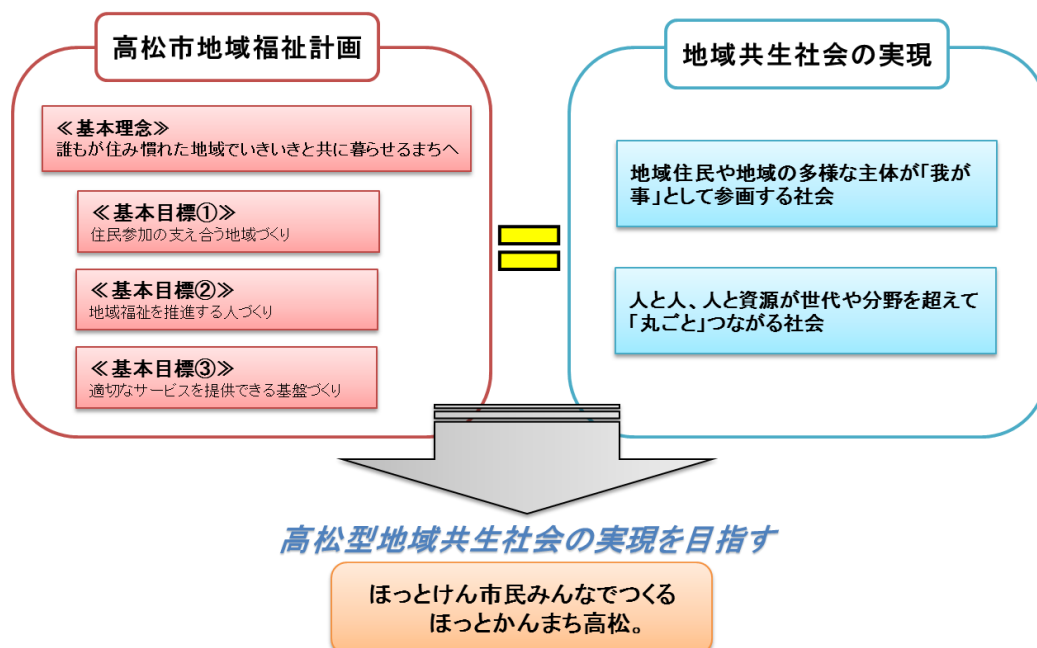
(1) 地域共生社会の実現と地域福祉計画

本市では、平成17年度の第1次地域福祉計画策定時から、これからの地域福祉の在り方は、誰もが支援を必要とする立場になる可能性があることを認識し、「お互いさま」という気持ちで、助け合うという視点が重要との考え方から、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が、住みなれた地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るために、様々な生活課題を、自助、共助、公助のそれぞれの協働により解決を目指す体制づくりを進めてきました。以来、平成22年度からの第2次計画、平成28年度からの第3次計画と、いずれも第1次計画での基本的な考え方を踏襲しながら、新たな生活課題に対応した施策の方向性を盛り込んでいます。

このような中、国が目指す地域共生社会の考え方が示され、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められることとなりました。

これらの考え方は、これからの地域福祉の理念の中心をなすものですが、本市では、「第3次高松市地域福祉計画」において、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと共に暮らせるまちへ」を基本理念に掲げ、「住民参加の支え合う地域づくり」、「地域福祉を推進する人づくり」、「適切なサービスを提供できる基盤づくり」を3つの基本目標として定めており、国が目指す「地域共生社会」の実現に向けた方向性を、既に盛り込んでいるため、基本理念や基本目標の変更は行いませんが、社会福祉法の改正内容を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた取組を地域福祉推進の最重要施策ととらえ、現計画の各施策の取組として追記し、高松型地域共生社会の実現を目指します。

目指すべき地域福祉の方向性



なお、高松型地域共生社会構築のスローガンである、「ほっとけん市民みんなでつくる、ほっとかんまち高松。」は、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現とも合致しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次高松市総合計画」との整合性を図るため、平成28年度から令和5年度までの8年間としていますが、今回の見直しは、主に国の法改正に伴い、本市が目指す地域共生社会を実現するため、施策の追記等をするものであることから計画期間の見直しは行わないこととします。

計画名称	計画期間	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
高松市総合計画	H28～R5 (8年間)	第5次	第6次								
高松市地域福祉計画	H28～R5 (8年間)	第2次	本計画（第3次・見直し前）				（第3次・見直し後）				
たかまつ障がい者プラン	H30～R2 (3年間)										
高松市高齢者保健福祉計画	H30～R2 (3年間)										
高松市子ども・子育て支援推進計画	H27～R1 (5年間)										
高松市健康都市推進ビジョン	H26～R5 (10年間)										
高松市子どもの貧困対策推進計画	H30～R4 (5年間)										
高松市自殺対策計画	R1～R5 (5年間)										
地域福祉活動計画 (高松市社会福祉協議会)	H29～R3 (5年間)										

4 計画の位置付け

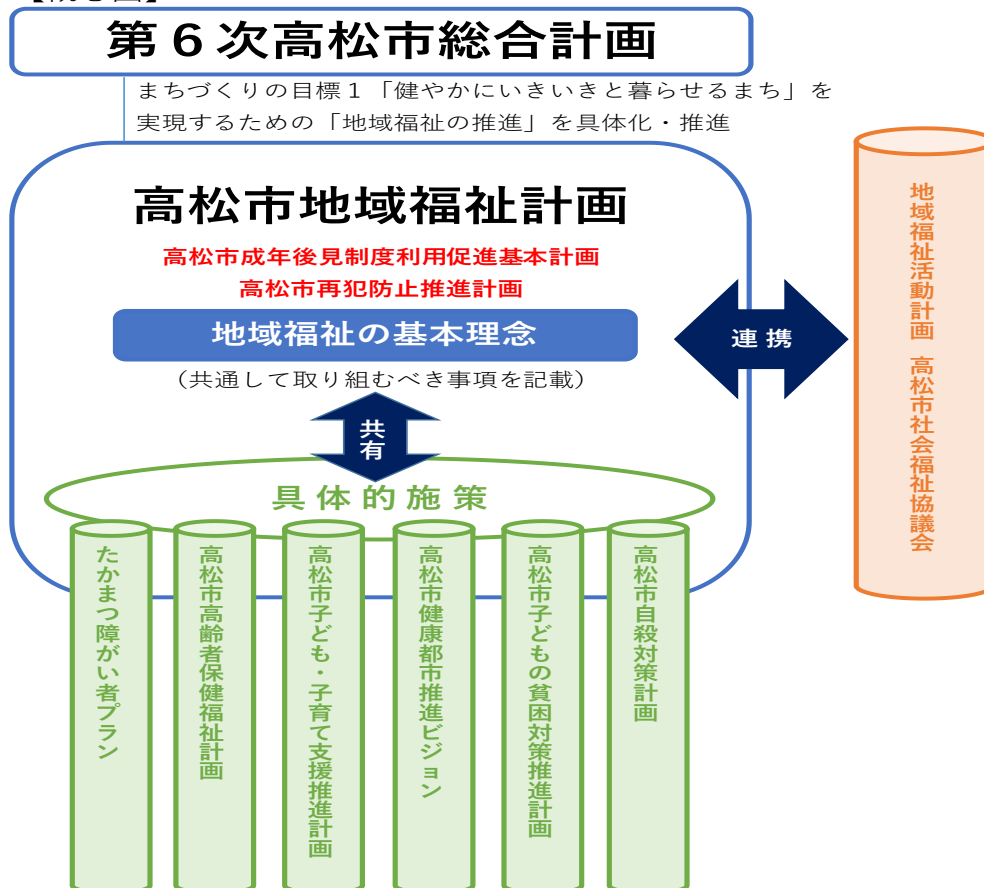
本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づいて作成されるものであり、本市のまちづくり及び市政運営の基本方針である「第 6 次高松市総合計画」で掲げるまちづくりの目標のうち、「健やかにいきいきと暮らせるまち」を実現するための施策「地域福祉の推進」を具体化・推進するものです。

また、「たかまつ障がい者プラン」、「高松市高齢者保健福祉計画」、「高松市子ども・子育て支援推進計画（高松すくすく子育てプラン）」、「高松市健康都市推進ビジョン」のほか、平成 29・30 年度に策定された「高松市自殺対策計画」や「高松市子どもの貧困対策推進計画」など、各分野の具体的施策を定めた個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通して取り組むべき事項を記載し、地域福祉の基本理念を共有するとともに、福祉関連計画の最上位計画として位置付けます。

また、本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用する必要があるため、今回の見直しに伴い、本計画の中に、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「高松市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「高松市再犯防止推進計画」を盛り込みます。

さらには、高松市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」についても相互に連携を図り、地域福祉の充実を目指します。

【概念図】



5 地域の範囲

地域福祉活動では、地域住民でなければ見えない生活課題や早期に発見しにくい課題に取り組むことになるため、「地域」とは、そのような課題が見える範囲とする必要があることから、これまでと同様に、本計画は、おおむね小学校区ごとに構築された市内 44 地区（校区）の地域コミュニティ協議会の活動区域を「地域」としてとらえることとします。

ただし、地域福祉活動の内容によっては、自治会や、更に小さな班、組と呼ばれる組織によるものもあることから、計画上の「地域」だけにとらわれず、目的や課題等に応じて重層的にとらえることも必要です。

6 基本理念と基本目標

（１）基本理念

地域福祉を推進する上で、全ての人が尊重され、障がいの有無や年齢に関わらず、住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができるためには、住民相互のつながりや信頼関係を築き、共に助け合い、支え合うことが大切です。

本計画では第２次計画を踏襲し、地域住民一人一人がお互い家族のように思いやり、支え合う地域社会を築くため、日頃、住民が、声を掛け、見守り、助け合うことを地域福祉の基本ととらえ、また、第６次高松市総合計画の施策「地域福祉の推進」の目的を踏まえ、「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちへ」を基本理念として定めており、見直し後も引き続き、この基本理念のもと計画を推進します。

（２）基本目標

基本理念に向けて重点的に取り組む目標として、現行計画策定時に整理した地域福祉を推進するに当たっての課題や求められるものを踏まえて、３つの基本目標とその施策を次のとおり設定しており、見直し後も引き続き、以下を基本目標とします。

基本目標 1 住民参加の支え合う地域づくり

少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観の多様化など、現在、私たちが生活する地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、複雑、多様化する生活課題や福祉ニーズに対応していくためには、地域社会を構成する住民一人一人が地域福祉の担い手であるという共通認識を持ち、思いやりをもって共に支え合い、助け合う活動（共助）が求められています。

そのため、共助を主体として、住民の自立した生活をサポートする地域による支え合いや緊急時における地域での支援体制を構築するために、公的な福祉サービスだけでなく、住民を始め、自治会、民生委員・児童委員、市民活動団体、社会福祉協議会等と

行政が協働するという考え方の下、あらゆる関係機関が連携して、住民みんなで支え合う地域づくりを推進します。

また、災害緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握と地域での見守り体制を強化するとともに、ユニバーサルデザインの普及・啓発を図るほか、再犯防止施策を推進するなど、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できるまちづくりを進めます。

基本目標 2 地域福祉を推進する人づくり

複雑、多様化する福祉ニーズに応え、満足のいく福祉サービスを提供するには、地域におけるサービスの担い手となる、優れた知識技術をもった人材が必要になります。

そのため、地域の身近な支援者である民生委員・児童委員の資質向上や福祉教育の推進などにより市民の地域福祉意識の更なる醸成を図るほか、市民活動団体への支援を通じ、ボランティアや地域福祉を推進するリーダー等を養成するなど「地域福祉を推進する人づくり」を進めます。

基本目標 3 適切なサービスを提供できる基盤づくり

誰もが家庭や地域の中で、障がいや年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要なときに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境のほか、関係団体と行政とが連携・協働して地域福祉を支えていく基盤が必要になります。

そのため、適時適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供を支援します。

また、まるごと福祉相談員による地域での情報収集や戸別訪問等のアウトリーチによる話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行うほか、どんな福祉の困りごとにも対応できる仕組みをつくります。

さらに、成年後見制度の利用を促進し、認知症や障がい者など日常生活に支障がある人たちを社会全体で支える仕組みを推進します。

7 施策体系

基本目標

1

住民参加の支え合う地域づくり

1 - 1	施策の方向
地域での支え合い体制の充実	① 地域コミュニティ活動の推進
	② 地域交流の推進
	③ 地域活動やボランティア活動の参加促進
	④ 地域包括ケアシステムの構築
	⑤ 地域の多様な生活課題への対応
1 - 2	施策の方向
安全・安心のまちづくり	① 災害緊急時の要配慮者支援
	② ユニバーサルデザインのまちづくり
	③ 再犯防止施策の推進

基本目標

2

地域福祉を推進する人づくり

2 - 1	施策の方向
地域福祉の意識醸成	① 地域福祉の意識啓発
	② 福祉教育の推進
2 - 2	施策の方向
地域福祉の担い手づくり	① 地域福祉活動の担い手の確保・育成
	② 市民活動団体の育成
	③ 民生委員・児童委員の活動推進

基本目標

3

適切なサービスを提供できる基盤づくり

3 - 1	施策の方向
福祉サービスの適切な利用環境づくり	① 情報提供体制の充実
	② 住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実
	③ 福祉サービスの評価制度の普及促進
	④ 社会福祉施設等の適正な運営
	⑤ 福祉サービス利用者の権利擁護
3 - 2	施策の方向
支え合いの基盤づくり	① 各種団体と行政との協働推進
	② 高松市社会福祉協議会との連携

8 見直し後の施策の展開

基本目標 1 住民参加の支え合う地域づくり

1-1 地域での支え合い体制の充実

現状と課題

一人暮らし高齢者、要介護等認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人の増加や、地域の中での孤立が懸念されるなど、身近な地域における支え合い体制の充実が今後一層求められています。

一方で、本市の自治会への加入率は、計画策定時から今もなお減少の一途を辿り、地域における連帯感の希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化しています。

本市では、多様化する地域課題を地域の人たちが自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む“地域自らのまちづくり”を行うため、おおむね小学校単位で、連合自治会を始め、地域の各種団体、NPO法人などにより、全ての地域に「地域コミュニティ協議会」が組織されており、地域コミュニティ協議会の各種活動を中心に、地域主体で自ら課題の解決を試みる、住民参加による地域の支え合い体制づくりが求められています。

また、生活困窮、自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害など、近年の社会環境の変化に伴い顕在化してきた多様な生活課題への対応のほか、重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の概念を、高齢者だけでなく、障がい者や子ども等の支援にも広げていくことも求められます。

施策の方向

① 地域コミュニティ活動の推進

地域には、それぞれの特性があり、また抱える課題や福祉ニーズも多種多様ですが、自分たちの地域特性を踏まえ、地域独自の課題に対する共通認識を持った住民主体の活動は、地域からの支持を受け、地域に根づいていくことから、このような活動への取組は大変重要です。

地域コミュニティ協議会は、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として組織され、地域福祉を推進する基盤となる団体です。住民一人一人が自分の住んでいる地域を知り、地域の生活課題を発見し、解決につなげていく活動が積極的に展開されるよう支援するとともに、連携・協働によるまちづくりを推進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 隣近所と関わり、地域や生活課題に関心を持ちます。 ・ 地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・ 自治会活動など地域コミュニティ活動への理解を深め、積極的に参加します。
共助 (地域)	・ 地域コミュニティ協議会の中心となる自治会への加入を進め、自治会活動の強化に取り組みます。 ・ 自治会は、地域の情報を住民へ積極的に発信します。 ・ 誰もが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。 ・ 各種団体間の連携を密にし、協力してまちづくりに取り組みます。 ・ 高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問、情報や事例の情報共有により、地域の見守り活動を推進します。 ・ 地域活動の拠点として、コミュニティセンターの管理・運営を行い、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
公助 (行政)	・ 地域コミュニティ協議会への支援を通じて、地域福祉活動の活性化を図ります。 ・ 自治会への加入促進を支援します。 ・ 協働について職員の意識改革を図るとともに、協働推進員を活用して、協働を円滑に進めます。 ・ 地域活動の拠点となるコミュニティセンターの維持修繕を図ります。 ・ 地域まちづくり交付金事業など、市民と行政との協働による地域自ら

	のまちづくりの推進を支援します。 • 住民主体で包括的に地域課題を把握し解決を試みる体制（地域福祉ネットワーク会議等）を構築・推進します。《新設》
--	--

② 地域交流の推進

住民同士が支え合う地域にしていくためには、近所付き合いを始めとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士が互いに理解を深め、生活課題をみつけ、解決に向けた取組を話し合っていく場・機会が必要となります。

また、本市では空き家が増加しており、生活環境や景観の悪化などが懸念されている一方で、空き家は地域資源としてとらえ、活用方策の検討が求められています。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 地域の一員として、積極的に地域活動に参加します。 ・ 日頃からの挨拶や要配慮者への声掛け、見守り活動を心掛けます。 ・ 市内の施設の情報を把握して、積極的に活用します。
共助	(地域) ・ 様々な地域行事を通じて、顔見知りの関係などのつながりができるような地域活動を展開します。 ・ 世代間の交流を活性化し、年代の輪を広げます。 ・ 誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めます。 ・ 高齢者や障がい者、外国人を含め、幅広く住民に地域活動への参加を呼び掛けます。
	(事業者) ・ 地域交流事業に積極的に参加します。 ・ ボランティアの受け入れなど、地域や学校等との交流を推進します。 ・ 社会福祉施設の持つ専門的知識・ノウハウを生かし、地域活動への協力や施設の地域開放に努めます。 (社会福祉協議会) ・ 認知症の人やその家族が集い情報交換を行える場づくりを推進します。《新設》
公助 (行政)	・ 子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障がい者などが地域福祉活動に関われる地域交流事業を支援します。 ・ 交流活動や生きがい活動をするための拠点や、様々な立場の市民が気軽に集える場づくりを推進します。 ・ 空き家について、地域で利用・管理を行う場合の支援策を検討します。

③ 地域活動やボランティア活動の参加促進

地域における多様な生活課題に的確に対応するとともに、新たな課題やニーズを発見する上で、市民活動団体等による地域活動やボランティア活動が果たす役割は大きくなっています。

一方で、高齢化や長寿化の進展や、団塊の世代が退職し、仕事を中心とした生活から地域を中心とした生活を営む人が急増することも予想されます。

このような人たちによる、地域社会をより住みやすいものにしていこうという意識の高まりを生かし、地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・自らが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを認識し、空き時間や能力を積極的に地域活動やボランティア活動に生かすよう努めます。 ・生きがいを持ち、社会参加に努めます。
共助	(地域) ・住民の地域福祉意識の醸成を図るため、地域活動への参加を呼び掛けます。 ・団塊の世代を始め、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。
	(社会福祉協議会) ・ボランティア団体への支援・助成を通じて、ボランティアの育成に努めます。 ・ボランティア活動保険の普及を図り、活動しやすい環境づくりに努めます。
公助 (行政)	・高松市市民活動センターへの支援を通じて、市民のボランティア意識の醸成を図り、人材の発掘、養成に努めます。 ・様々な地域活動を周知し、市民が参加できるよう情報の提供と共有化に努めます。 ・認知症サポーターの養成等により、地域で活躍できる福祉人材の育成に努めます。

④ 地域包括ケアシステムの構築

これまでは、要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者を念頭に、要介護状態の軽減や悪化の防止だけではなく、高齢者が住み慣れた地域社会で、共に支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどが一体的に切れ目なく提供される状態である、地域包括ケアシステムの構築を進めてきましたが、これからの地域共生社会の実現に向けて、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどにも地域包括ケアシステムの考え方を拡大・深化させることを目指します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・一人暮らし高齢者等に声掛けをしたり、話し相手、相談相手になるよう努めます。
共助	(地域) ・各種団体間の連携を密にし、高齢者や障がい者、妊婦・乳幼児がいる家庭への訪問、情報や事例の情報共有により、地域の見守り活動を推進します。 (事業者) ・介護保険サービスの量の確保及び質の向上を図ります。 ・医師会・介護サービス事業者・地域代表等で構成する「地域ケア会議」を開催し、高齢者支援に関する施策・体制づくりにつなげます。 ・認知症のおそれがある人が地域で自立した生活を送れるよう、医療・福祉関係者等の多職種による支援チームが連携して、包括的・集中的な支援を行います。
公助 (行政)	・在宅医療と介護サービスを一体的に提供できるよう、意見交換、多職種間のネットワーク構築など、情報の共有と連携強化を図ります。 ・介護予防・日常生活支援総合事業を実施する中で、市民一人一人の状況や地域の実情に応じた介護予防事業を展開するとともに、地域ぐるみで取り組む介護予防の体制づくりを支援します。 ・高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、社会参加、生活支援、見守り及び居場所づくりの拡充を図ります。 ・個人や世帯が抱える複合的な課題に対応する包括的な支援体制づくりを進めます。《新設》 ・生活支援コーディネーターを配置すること等により、住民主体によるサービスの提供体制を推進します。《新設》

⑤ 地域の多様な生活課題への対応

地域で見守り、支え合うという観点から、様々な要因による自殺、虐待、DV、孤立死、消費者被害、生活困窮者支援などの生活課題に対し、地域の多様なネットワーク機能を連携・充実させ、地域において未然防止や早期発見に努めるとともに、公的なサービスでは対応できない日常の生活課題への支援を推進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・自分の身は自分で守るという意識を持ちます。 ・生活課題に関する研修会等に積極的に参加します。 ・日頃から近所の人間関係を深め、生活に関する危険サインをキャッチするとともに、自らも発信します。 ・地域で支援が必要な人がいる場合は、民生委員・児童委員や行政等へつなぎます。 ・生活困窮者自立支援制度の仕組みを理解し、困ったときは早めに相談します。
共助 (地域)	・生活課題に関する情報収集と提供に努めます。 ・地域の生活課題を把握し、解決に努めます。 ・隣近所における日常の生活課題について積極的に支援します。 ・地域のあらゆる関係団体で情報交換を行い、課題解決に向けて連携します。
公助 (行政)	・各種相談窓口が連携し、課題の早期発見・解決に努めます。 ・生活課題に関する情報収集と提供を行い、市民への啓発や問題の未然防止に努めます。 ・消費生活相談窓口として消費生活センターの充実を図り、相談員による申出者の苦情相談の解決・助言を行います。 ・生活困窮者を発見し、相談窓口につなげるためのネットワークを構築します。 ・生活困窮者自立支援制度により、包括的・継続的な相談支援を行います。 ・生活困窮者自立支援制度により、就職、住居、子どもの学習等の個々の状況に応じた支援を推進するとともに、既存サービスの有効な活用に努めます。 ・若者支援協議会を開催し、社会生活に困難を有する若者に対する支援方策を協議します。《新設》

1-2 安全・安心のまちづくり

現状と課題

近年、地震や台風など大規模な自然災害が数多く発生し、改めて地域での支え合いや日常的なつながりの重要性が再認識されています。災害発生時には、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が求められていますが、自ら避難することが困難な避難行動要支援者への支援も含めて、地域全体で「自分達の地域は自分達で守る」という共助の意識を持つことが重要です。

また、地域社会における安全・安心の確立が求められていることから、地域住民、民生委員・児童委員等の福祉関係者、ボランティア団体などがお互いに連携しながら、地域全体で課題を共有し、未然に防いだり、適切かつ速やかに対応できる地域づくりが必要です。

さらに、障がいの有無や年齢、国籍等に関わらず、全ての人が住み慣れた地域で、安全かつ安心して生活ができ、あらゆる分野の活動に参加できる地域社会を築くために、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに配慮することが大切です。

このほか、平成 28 年 12 月の再犯の防止等に関する法律の施行や、国の再犯防止推進計画の策定を踏まえ、本市においても再犯防止施策を推進し、地域全体で立ち直りを支援することも必要とされています。

施策の方向

① 災害緊急時の要配慮者支援

災害時に家族等の支援が困難で、避難行動において何らかの助けを必要とする者や避難所において、一定の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」といいます。）に対し、避難等の手助けが地域の中で、円滑に行われる体制づくりに努めます。

特に、要配慮者のうち、障がい者や要介護認定を受けている者など、災害時に自力で避難することが困難な者（以下、「避難行動要支援者」といいます。）に対しては、行政と地域が連携する中で、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難行動要支援者の把握と情報の共有を図ります。

また、地域では、この名簿を活用し、平常時から避難行動要支援者に対する声掛けや見守り活動を行います。

区 分	取組内容
自助 (市民)	(要配慮者) ・日頃から自治会や自主防災組織等近隣住民との積極的な交流を図り、避難支援を受けやすい環境づくりに努めます。 ・日頃から災害に関心を持ち、過去の災害状況や危険箇所を把握したり、非常持ち出し品や家庭内備蓄品を備えたりします。 ・自分達の命を守るため、住宅の耐震化や家具類の転倒・落下防止対策を進めます。
	(避難支援者) ・避難行動要支援者との信頼関係を構築するとともに、普段から見守りや声掛けを行います。
共助 (地域)	・地域における各種行事や事業を通じて避難行動要支援者との交流を図り、普段からの見守りや声掛けを行います。 ・近隣住民で自力で避難することが困難な者がいたら、「避難行動要支援者名簿」に登録するよう働きかけるとともに、その者の避難行動を支援します。 ・「避難行動要支援者名簿」の管理・更新を行うとともに、地域の実情に合わせた災害時の情報伝達体制や避難計画を作成します。 ・避難行動要支援者参加型の防災訓練や避難訓練を実施し、住民の防災意識啓発に努めます。 ・自主防災組織の育成を推進します。

公助 (行政)	・「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域と情報を共有するとともに、その管理・更新を行います。 ・避難行動要支援者名簿の制度周知を進めるとともに、避難支援者確保の取組や地域コミュニティ協議会や自治会、民生委員といった地域支援組織相互の連携を支援します。《新設》 ・障がい者や病気の人等に配慮した避難所・避難路の点検・確保に努めます。 ・地域の情報伝達体制や避難計画の作成などを盛り込んだ地域コミュニティ継続計画の作成を支援します。 ・地域の要配慮者支援活動を継続的・専門的に担う人材を育成するため、地域防災リーダー育成セミナー等の研修を実施します。 ・防災訓練の実施や地域住民による防災訓練への支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。 ・コミュニティセンター等において地域住民とともに災害対応を行う職員を指定することにより、地域における災害応急対策を迅速に行う体制を整備し、災害による被害を最小限に抑えます。 ・災害時緊急物資備蓄体制の強化を進めます。
--------------------	---

② ユニバーサルデザインのまちづくり

高松市ユニバーサルデザイン基本指針に基づき、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての人が安心して住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、公共施設等の整備を進めるとともに、市民・サービス事業者等への意識啓発を推進します。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障がい者が日常生活等を営む上で社会的障壁を除去するため、施設や設備の改善・整備を推進するほか、差別解消への啓発活動に取り組みます。

そして、誰もが、地域社会を構成する一員として尊重される社会を実現するため、人権意識の啓発や教育を推進し、社会的に不利な立場に置かれている人に対する理解を深めるとともに、多様な情報通信サービスを容易に利用でき、情報格差が生じないように、情報を入手する上で障害となる様々な条件に対応できる情報提供体制の充実を図ります。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ユニバーサルデザインやバリアフリーについて理解を深めます。 ・優先駐車スペースや多機能トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心をもって行動します。 ・人権教育・啓発に関する研修に参加し、理解に努めます。
共助	(地域) ・見守り活動を通して、要配慮者の地域生活を支援するとともに、介護者の負担軽減に協力します。 ・問題を抱える人やサービスの利用に結びついていない人を、市や関係機関につなげる役割を果たします。 (事業者) ・障がい者・団体などの意見等を踏まえ、建築物のユニバーサルデザイン化に努めます。 ・できる限りユニバーサルデザイン対応製品の使用に努めます。 ・福祉サービスの利用者の特性に合わせて、適切に情報提供を行います。
公助 (行政)	・不特定多数の人が利用する公共施設や、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を推進します。 ・ユニバーサルデザインやバリアフリーについて、意識啓発に努めます。 ・人権教育・啓発に関する研修を推進します。 ・点字広報の発行や手話奉仕員の派遣など情報の受け手の特性に合わせ

	て、適切に情報提供を行います。 • 外国人住民への生活支援体制の充実に努めます。 • 高齢者や障がい者等が積極的に社会参加できるよう、外出支援サービスの充実に努めます。 • 合理的配慮の提供を容易に行うことができる環境の整備に努めます。 《新設》
--	---

③ 再犯防止施策の推進<新設>

平成２８年１２月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、本市でも安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止施策の推進に取り組みます。なお、この項目を再犯の防止等の推進に関する法律第８条に基づく、「高松市再犯防止推進計画」として位置付けます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深め、積極的に参加します。 ・ 保護司、保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。
共助	(地域) ・ 地域全体で犯罪や非行の防止と立ち直りを支える意識を持ち、あらゆる関係団体で連携を図ります。 (保護司、保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会等) ・ 保護司の各種研修会を開催し、資質向上に努めます。 ・ 罪を犯した人たちの立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。 ・ 非行のある少年等に対して、学習支援活動を実施します。 ・ 「社会を明るくする運動」などを通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
公助 (行政)	・ 再犯防止推進計画を策定し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。<再犯防止推進計画>

高松市再犯防止推進計画

この項目を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、市町村再犯防止推進計画として位置付け、以下の施策に取り組みます。

- 1 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 2 地域における更生保護の活動拠点である高松地区更生保護サポートセンターの運営支援などを通じ、保護司や保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会などの更生保護関係の支援者・団体が行う活動等の支援・充実を図ります。
- 3 犯罪や非行をした者等について、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関及び保護司や保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護関係機関の支援者・団体並びに民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の福祉関係機関等との連携により、必要な福祉支援へ結び付け、地域全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進します。
- 4 本市の広報媒体において、保護司等の更生保護ボランティアの活動を紹介するなど、市民の再犯防止に関する理解促進を図ります。

基本目標２ 地域福祉を推進する人づくり

２－１ 地域福祉の意識醸成

現状と課題

福祉は、住民一人一人が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を持って、地域の中で当たり前に暮らすことを支援しようとするものです。誰もが地域の中で共に生き、共に支え合いながら、人としての幸せを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育まれていることにより、本計画が進める共助の仕組みが成り立つと考えられます。

そのため、地域福祉の理念についての学びや参加、体験の機会を充実し、市民・社会福祉協議会・行政が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。

また、住民が地域福祉の担い手として、様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って、地域の中で暮らすことにより、地域福祉は充実していくものと考えられますが、そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、福祉の文化を身近な存在であることと認識し、広めていく必要があります。

施策の方向

① 地域福祉の意識啓発

住民一人一人の福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の主体としての自覚を促すため、住民全体の意識啓発や地域福祉の理念の普及・啓発に取り組みます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 地域や行政が開催する福祉イベント等に積極的に参加します。 ・ 子どもたちが地域の福祉活動や自治会活動に参加する機会を設けます。 ・ 高齢者や障がい者等に電車やバスの席を譲ったり、道路の横断や階段などで手助けするなど、気配りのある行動を心掛けます。
共助	(地域) ・ 住民に対して地域福祉活動の情報を発信し、参加を促します。
	(事業者) ・ 福祉施設の地域開放、地域交流を推進し、地域との連携を図ります。
	(社会福祉協議会) ・ 住民へ福祉に関する情報提供を行うとともに、福祉関係のイベント等を通じて、住民の地域福祉に対する意識啓発に努めます。
公助 (行政)	・ 多様な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報提供を行います。 ・ 市政出前ふれあいトークの充実を図り、地域福祉の理念を普及・啓発するとともに、市民の自主的な活動を支援します。

② 福祉教育の推進

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域・学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、あらゆる世代を対象とした住民の地域福祉意識の醸成に努めます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・家庭内の福祉教育に取り組みます。 ・生涯を通じた福祉への関心・理解を深め、自分のニーズに合った生涯学習・講座等に積極的に参加します。 ・地域福祉を進めるために、自分の持つ知識、経験、技術を活用します。
共助	(地域) ・地域の人材・施設等を生かした福祉教育、学習活動に努めます。 ・児童・生徒が福祉活動に参加する機会を設けます。
	(事業者) ・児童・生徒のボランティアや体験学習の受け入れに協力します。
公助 (行政)	・教育と福祉が連携し、地域全体で児童・生徒の健全育成を図るため、社会奉仕活動や体験活動等の機会を設けます。 ・人と人との交流や生きがいのある暮らしの実現のため、生涯学習活動の推進を図ります。 ・障がいや認知症への理解を深め、差別や虐待を防止するため、広く市民へ向けて啓発を行います。

2-2 地域福祉の担い手づくり

現状と課題

地域福祉を推進していくためには、誰もが支援を必要とする立場になる可能性があることを認識し、「お互いさま」という視点で、地域において助け合うことが必要です。

このため、住民一人一人が、福祉サービスの受け手だけでなく、担い手としての意識を持つとともに、積極的に地域福祉を推進する人材を確保・育成する必要があります。

施策の方向

① 地域福祉活動の担い手の確保・育成

地域福祉活動の担い手を確保・育成するために、自治会役員や民生委員・児童委員のほか、生きがいづくり、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげるなど、地域福祉活動の中核となる人材をリーダーとして養成します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・自らが、福祉サービスの受け手だけでなく、地域福祉活動の担い手であることを認識します。 ・自治会活動や民生委員・児童委員活動に理解を深め、その活動に参加・協力します。
共助	(地域) ・地域における人材の発掘、活用に取り組みます。 ・団塊の世代を始め、住民が地域福祉活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。 ・地域コミュニティ人材養成事業を活用し、地域コミュニティ活動を推進するリーダー的人材の養成に努めます。
	(民生委員・児童委員) ・研修等に積極的に参加し、自己研さんに努めます。
	(社会福祉協議会) ・地区社会福祉協議会の活動を支援します。
公助 (行政)	・民生委員・児童委員について、市民の理解が深まるように、広報紙などを通じて周知を行います。 ・民生委員・児童委員が地域の身近な相談役として主体的な活動が行えるような支援とともに、研修の充実による資質の向上に努めます。 ・子どもの貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの発達や成長に応じ、必要な支援につなぐ「子どもの未来応援コーディネー

	ター」を養成します。《新設》 ・寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や、各種活動を企画・指導する人材育成を促進します。 ・地域において自主的に健康づくり活動を行う「保健委員」、「食生活改善推進員」や介護予防のためのボランティアである「元気を広げる人」等を育成します。 ・認知症に対する正しい知識を身に付けるとともに、認知症高齢者等への声掛けや見守り、あるいは必要に応じて関係機関へつなぐ「認知症サポーター」を養成します。 ・地域福祉活動の情報を提供し、市民の参加機会の拡充を図ります。
--	---

② 市民活動団体の育成

専門性、先駆性、迅速性などの特性を持つNPO法人やボランティア活動団体等の市民活動団体に対し、適切な支援を行います。

また、高松市市民活動センターにおける相談事業、各種講座、交流事業を充実させるなど、同センターの効果的な活用を推進し、市民活動団体の活動を支援する中間支援組織として、また、協働によるまちづくりに資する拠点となるよう、市民活動センターの機能の充実に取り組みます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・日常生活の中でボランティア活動に関心を持つよう努めます。 ・行政や地域が実施する行事、学習会等に積極的に参加します。
共助	(地域、事業者) ・市民活動団体との積極的な交流・協働に努めます。
	(社会福祉協議会) ・ボランティア活動保険の普及など、ボランティア活動に安心して取り組める環境づくりに努めます。 ・地域のニーズに合わせた各種ボランティア講座を実施し、ボランティア人材の育成に努めます。 ・地域活動に関心があってもきっかけや情報がなく活動していない高齢者の方や、長年培った豊富な知識や技能、経験を地域のために生かしたいと考えている高齢者の方に、ボランティア活動に関する情報提供を行います。 ・将来の地域福祉の担い手育成のため、子どもの福祉教育やボランティア学習を支援します。《新設》
	(市民活動団体) ・高松市市民活動センターを積極的に活用します。 ・行政や他団体と積極的に交流・協働します。
公助 (行政)	・市民活動団体や協働に対する意識改革と人材養成を推進します。 ・高松市市民活動センターの中間支援機能を充実するほか、市民活動団体の組織基盤強化のための講座事業の実施や、情報提供等に努めます。 ・ボランティア活動に参加したい人と、支援を必要とする人とのマッチング等のコーディネート強化と情報提供に努めます。

③ 民生委員・児童委員の活動推進

民生委員・児童委員は、住民の立場に立った最も身近な相談相手として、一人暮らし高齢者の見守り活動や子どもの健全育成などの支援活動を行っています。

また、その活動を通じて、地域における新しい福祉ニーズの発見や、各種機関とのネットワークを生かした問題解決が図れる立場にあることから、「地域福祉の推進役」としての役割が期待されています。こうした期待に応えるため、より地域のニーズに合わせた主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 民生委員・児童委員の活動について、住民の理解が深まるように、広報紙等を通じて周知を行います。 ・ 担当の民生委員・児童委員の把握に努め、身近な相談相手として活用します。
共助	(地域) ・ 回覧板や地域での各種集会の場などを利用し、民生委員・児童委員の活動に対する理解を促進することにより、活動が行われやすい環境づくりに努めます。 (民生委員・児童委員) ・ 研修会に積極的に参加し、自己研さんに努めます。 ・ 地域の身近な相談相手として、総合的な視点からアドバイスをを行います。 ・ 地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。
公助 (行政)	・ 民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。 ・ 市民に対して民生委員・児童委員の活動実態を広く周知することにより、各地域において密着した活動のできる環境づくりに努めます。 ・ 各種研修会を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上に努めます。

基本目標３ 適切なサービスを提供できる基盤づくり

３－１ 福祉サービスの適切な利用環境づくり

現状と課題

近年の地域社会は、少子・高齢化の進展のほか、住民相互のつながりの希薄化などから、家庭や地域における相互扶助や子育て機能が低下し、児童、高齢者への虐待や孤独死といった問題が生じ、行政機関や地域の各種団体などとの更なる連携強化が求められています。

しかし、子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も 相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的など複合化する課題などを解決できない人がいるという状況も浮き彫りになっています。また、今後、高齢化が更に進み、それに比例して認知症高齢者が増加することが見込まれます。

このため、認知症のほか、知的障がい、精神障がい等により、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うため、成年後見制度の利用促進を進めていく必要があります。この計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置付けます。

さらに、生活困窮者やゴミ屋敷の問題など、従来からの対象者ごとに割り振られた福祉制度では対応できない、いわゆる制度の狭間の問題も生じてきています。

このような状況のもと、地域で様々な福祉課題を抱える家族に寄り添い、共に課題を解決していくために、様々な媒体・場・機会を活用して、幅広く住民に届く情報提供体制や、地域住民、関係団体、事業者、行政がそれぞれ課題を共有し、適切な相談窓口につなぎ、そして解決できる体制づくりが求められるほか、地域に関わる「まるごと福祉相談員」によるアウトリーチや相談支援機関の総合的なコーディネートを通じて、地域力の強化や多機関の協働による包括的な支援体制を構築することも重要となっています。

施策の方向

① 情報提供体制の充実

誰もが必要なときに必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯、外国人はもとより、潜在的なサービス利用者にも配慮し、適切な情報提供に努めます。

また、一方向の情報提供だけでなく、幅広い市民に対して、地域の課題や意見、要望等を聞くことが重要であることから、facebook（フェイスブック）や Twitter（ツイッター）などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した双方向の情報提供の充実を図ります。

区 分	取組内容
自助 （市民）	・福祉に関心を持ち、広報紙やインターネットなどから積極的に情報収集を行うとともに、近隣での情報伝達、共有に努めます。
共助	（地域） ・回覧板や広報紙の配布など、地域内の情報伝達に協力します。 ・情報が届きにくい人への気配りに努めます。
	（事業者） ・利用者の視点に立ち、事業運営に関する様々な情報や自己評価、第三者評価結果などを積極的に開示します。
公助 （行政）	・広報やパンフレットなどはユニバーサルデザインに配慮し、分かりやすい内容・表現とし、適時適切な配布に努めます。 ・SNSを含めたインターネットの活用や、市政出前ふれあいトークなど、多様な方法による情報提供に努めます。 ・地域における説明会やフォーラムなどの開催やパブリックコメントの活用により、市民参加の機会を設けます。 ・個人情報の保護に留意しながら、地域福祉の推進に必要な情報を整備・活用します。

② 住民ニーズに対応できる相談支援体制の充実

現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、市民の「どこに相談してよいかわからない」という状況を解消するため、福祉の総合相談窓口の設置や、総合センターエリアに配置する「まるごと福祉相談員」によるアウトリーチや相談支援機関の総合的なコーディネートにより、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。

また、地域包括支援センターや老人介護支援センター、障害者基幹相談支援センターを始め、民生委員・児童委員、身体・知的障がい者相談員などの活用により、生活課題の把握とともに、身近な場所で気軽に相談でき、地域の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、適切なサービスが提供できる、一貫した相談支援体制の構築に努めます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・相談窓口を積極的に活用するほか、問題を抱えている人に紹介します。 ・困ったときに相談できる人間関係の構築に努めます。
共助	(地域・事業者) ・各種支援センターや民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをします。 ・問題を抱えている人やサービスの利用に結びついていない人を行政や関係機関につなげる役割を果たします。
	(事業者) ・専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行います。
公助 (行政)	・誰もが気軽に相談できる体制づくりに努めます。 ・相談員の資質と専門性の向上に努め、相談体制を強化します。 ・多様化・複雑化する相談を受けられる人材を育成・確保します。 ・相談窓口や業務内容を広く市民に周知します。 ・各種相談機関や窓口と情報の交換や共有化を図り、地域の課題が支援に結びつくよう連携体制の強化に努めます。 ・支援を必要とする市民一人一人が地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量等を総合的に調整するとともに、必要に応じてインフォーマルサービスを組み込むケアマネジメント体制の充実を図ります。 ・相談を待つだけでなく、日頃から地域や関係団体との交流・連携を図り、アウトリーチ型活動を推進します。

	• 地域包括支援センターを地域福祉活動の拠点の一つと位置付け、老人介護支援センターなどの関係機関とより密接な連携を図り、高齢者等に対する支援を行います。 • 話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行うため、「まるごと福祉相談員」を配置し、地域の会合や居場所等へ出向き地域の情報収集や戸別訪問などのアウトリーチを行います。《新設》 • 福祉の困りごとを相談できるよう、住民の身近な場所に「つながる福祉相談窓口」を設置します。《新設》
--	---

③ 福祉サービスの評価制度の普及促進

提供される福祉サービスについて、公正・中立な第三者機関により、客観的な評価を行い、その結果を公表することは、利用者がサービスを選択する上で非常に有益な情報となります。

そのため、福祉サービスの第三者評価事業により、保健・医療・福祉に携わる職員の資質の向上を促進するとともに、利用者の視点に立った評価を行い、福祉サービスの質の向上につなげます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・福祉サービスを利用するときには、情報入手に努め、優良なサービス事業者の選択に努めます。 ・サービス事業者を選択するときに、サービス評価を積極的に活用します。
共助 (事業者)	・第三者評価の積極的な導入に努めます。 ・情報を必要としている人を考慮し、自主的に情報提供に努めます。 ・サービス事業者各々の内部研修はもとより、職能団体における研修の充実に努めます。
公助 (行政)	・サービス事業者に第三者評価事業の導入を促進します。 ・第三者評価結果について、周知・情報提供に努めます。

④ 社会福祉施設等の適正な運営

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人や社会福祉施設に対し、相談や指導監督を行います。

また、地域にある社会福祉施設は、利用者へのサービス提供主体としてだけでなく、施設の持つ専門知識や技術、さらには、施設そのものを地域全体として活用できる大きな資源と考えられることから、「地域福祉の拠点」としての機能を十分発揮できる仕組みづくりを推進するほか、社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人が行う地域における公益的な取組を推進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	社会福祉施設の役割を理解し、施設が実施する交流事業やボランティア活動などに積極的に参加します。
共助	(地域) - 社会福祉施設と連携し、地域交流事業や福祉活動を実施するとともに、地域住民に広く周知し、参加を呼び掛けます。 (事業者) - 地域交流事業に積極的に参加し、又は開催します。 - 施設を福祉教育やボランティア活動の場に提供し、地域や学校等との交流を推進します。 - 社会福祉施設の持つ専門的知識・ノウハウを生かし、生活訓練や相談支援などの地域生活支援を推進します。 - 社会福祉法人は、地域における福祉ニーズを把握し、積極的に公益的な取組を行うよう努めます。《新設》 - 災害時の避難誘導や福祉避難所の開設について、地域と連携・協力体制を構築します。
公助 (行政)	- 地域の幅広い市民が参加できる社会福祉施設の地域交流事業を支援します。 - 社会福祉施設を災害時における福祉避難所として活用できるよう協力を呼び掛けます。 - 社会福祉施設の改修整備を進めるとともに、適正な配置を検討するなど、効率的な運営に努めます。

⑤ 福祉サービス利用者の権利擁護

福祉サービスの利用者が、サービス利用において問題が生じた場合に、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、対等の立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

また、認知症高齢者など判断能力が十分でない人の、金銭管理や福祉サービスの利用援助を行うことを目的とした日常生活自立支援事業（高松市社会福祉協議会）や、成年後見制度の普及及び利用促進を図ります。

なお、この計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画として位置付けます。

区 分	取組内容
自助 (市民)	- 福祉サービスの利用者が、事業者とは対等な立場での契約であるという認識を持ち、情報収集に努めます。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深めます。 - 地域における権利擁護の担い手として、権利擁護の取組に参加・協力します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	- 苦情相談窓口及び第三者委員を設置し、苦情の適正な解決に努めます。 - 福祉サービスの利用者に、苦情解決制度について周知します。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について理解を深めるとともに、利用を促進します。 - 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
公助 (行政)	- 福祉サービスの利用者に苦情解決制度について周知します。 - 苦情・要望等への対応に差異が生じないよう、情報の共有化を推進します。 - 苦情からサービスの改善につながる仕組みづくりに努めます。 - 日常生活自立支援事業、成年後見制度について周知を図り、利用を促進します。《成年後見制度利用促進基本計画》

高松市成年後見制度利用促進基本計画

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、以下の施策に取り組みます。

- 1 成年後見制度に関する知識や理解を深めるための周知啓発を行います。
- 2 成年後見制度に関する相談支援体制の充実に取り組みます。
- 3 成年後見制度の利用促進に取り組みます。
 - （1） 成年後見申立てに要する費用及び後見人等に対する報酬等の助成（継続）
 - （2） 市民後見人の育成・活用・支援
 - （3） 市民後見人の受任調整
 - （4） 家庭裁判所との連携強化
- 4 地域連携ネットワークの中核機関を設置し、次の5つの機能等を段階的に整備します。
 - （1） 広報機能
 - （2） 相談機能
 - （3） 成年後見制度利用促進機能
 - （4） 後見人支援機能
 - （5） 不正防止効果
- 5 協議会の設置

法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための協議会を設置します。
- 6 合議制機関の設置

成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、条例で定めるところにより、合議制の機関を設置します。（高松市社会福祉審議会をこの合議制機関とします。）

3-2 支え合いの基盤づくり

現状と課題

地域における多様なニーズに対応し、地域福祉を推進するためには、行政がその支援を行うことはもとより、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人やNPO法人など様々な団体の機能が重要な資源になります。

そこで、地域福祉の担い手となるこれら各種団体と行政が連携・協働することにより、地域福祉活動が更に発展するよう、福祉を支える基盤づくりを図ります。

施策の方向

① 各種団体と行政との協働推進

市民の柔軟な発想を生かしながら地域における多様な生活課題に適切に対応するため、「高松市自治基本条例」及び「高松市自治と協働の基本指針」に基づき、各種団体と行政が、互いを理解した対等のパートナーとして、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組む、協働によるまちづくりを推進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 行政との協働や地域での各種団体間の連携について理解し、積極的に参加・協力します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	・ 行政との協働や各種団体間の連携による地域福祉活動に取り組み、住民へ情報を提供します。
公助 (行政)	・ 地域における様々な団体と連携・協働して、行政サービスでは対応できない多様なニーズに対して支援できる仕組みづくりを構築します。 ・ 「まるごと福祉相談員」を配置し、相談内容に応じた関係機関への連携など、総合的なコーディネートを行います。《新設》 ・ まるごと福祉会議を開催し、多分野の実務者間の情報共有・連携強化を図ります。《新設》

② 高松市社会福祉協議会との連携

地域共生社会の実現を図る中で、地域福祉推進の中核的な組織である高松市社会福祉協議会との連携をより強化するとともに、同協議会が策定している「地域福祉活動計画」と本計画との整合を図りながら、同計画に基づく事業を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

区 分	取組内容
自助 (市民)	・ 社会福祉協議会への理解を深め、その活動に積極的に参加します。
共助 (地域・事業者・社会福祉協議会)	・ 地域福祉活動計画に基づく事業を推進するとともに、その活動資金として、財源の確保に努めます。
公助 (行政)	・ 地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会の事業を支援します。 ・ 本計画と地域福祉活動計画の連携強化を図ります。



第3次高松市地域福祉計画 中間見直し版
(平成28年度～令和5年度)

発行：高松市

編集：高松市健康福祉局健康福祉総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

TEL 087-839-2372 FAX 087-839-2375

高松市ホームページ

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>